

# 自転車損害賠償責任保険等への加入促進



- ・都道府県等に対して条例等による自転車損害賠償責任保険等への加入義務付けを要請
- ・さらに、標準条例(技術的助言)を作成し、都道府県等に周知(H31.2)・支援
- ・今後、条例未制定の都道府県等に対し、個別に課題、状況等を確認
- ・情報提供の強化等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進

## 標準条例の主な記載項目

| 項目                     | 対象者      |
|------------------------|----------|
| ①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ | 自転車利用者   |
|                        | 保護者      |
|                        | 事業者      |
|                        | 自転車貸付事業者 |
| ②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等  | 自転車小売事業者 |
|                        | 事業者      |
|                        | 自転車貸付事業者 |
| ③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供  | 都道府県     |
|                        | 学校設置者    |

## 地方公共団体の条例の制定状況(令和2年9月30日現在)

| 条例の種類 | 都道府県  | 政令市   |
|-------|---|---|
| 義務化   | 16ヶ所<br>宮城県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、愛媛県、福岡県、鹿児島県 | 9ヶ所<br>仙台市、さいたま市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、岡山市、福岡市 |
| 努力義務  | 11ヶ所<br>北海道、茨城県、群馬県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、熊本県                      | 2ヶ所<br>千葉市、北九州市                               |

※赤字は令和2年4月1日以降に公布された自治体